平成２８年（フ）第１４５号
青森県弘前市大字茂森町152番地
債務者　石川　　潤
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１４８号
青森県弘前市大字若党町５番地４　みどり荘１号、旧住所青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字宮本110番地１
債務者　成田　和人
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１５８４号
名古屋市昭和区広路町字石坂16番地　19ビル４Ｂ号
債務者　木村　留奈
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼110番地４
債務者　須田　孝治
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
山口市中園町８番21－Ａ304号　中園町市営アパート、前住所山口市泉町９番28－305号　ハイツ水野
債務者　野地　信吉
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
山口市下市町13番43号　井藤ハイツＥ号
債務者　天満　　純
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２２号
山形県南陽市若狭郷屋267番地の２　グレイス中屋敷Ａ棟　101号室、申立時の住所札幌市北区新川３条９丁目６番７号　ベルフレンズ102号
債務者　金塚　亜弓（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４２号
札幌市東区苗穂町９丁目６番１－36号
債務者　木村　英貴
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１５号
札幌市白石区本通２丁目北１番５号
債務者　野田　健太
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２８号
札幌市西区琴似１条６丁目１番31－105号
債務者　大沢　宏之
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８３９号
札幌市清田区清田３条１丁目２番６－403号
債務者　工藤　久佳
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４４号
北海道千歳市信濃４丁目６番13号　ハイツオクテット203号
債務者　世戸　政敏
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７２号
札幌市清田区清田８条２丁目14番１号
債務者　佐藤　由香（旧姓大矢）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７８号
札幌市白石区本通３丁目北３番３－401号
債務者　今田恵利子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１７号
北海道江別市文京台東町２番地の６　グランドハイツＡ202
債務者　山田　宏美（旧姓芦名・小野寺）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
北海道網走郡大空町女満別本通４丁目２番27号
債務者　速水　順一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第３９３２号
大阪市住之江区柴谷２丁目５番30号
債務者　好田　清一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４８号
大阪府守口市藤田町４丁目45番９号
債務者　仲宗根光彦
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部